



第6章 介護保険制度の適正な運営と普及啓発

第1節 サービスの質の向上に向けて

一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加するにつれ、介護保険サービスを利用される方も増え、介護給付費は今後も確実に伸びていくと見込まれます。

限られた財源の中でサービスを必要とされる方に適切にサービスを提供し、自立に向けた支援を行うためには、行政・事業者が一体となって介護保険サービスの質を向上させるとともに、介護給付の適正化を図る必要があります。

1 介護サービスの質の確保・向上

(1) ケアプラン点検

ケアプラン点検とは、介護サービスの質の向上を図るために、区とケアマネジャー（介護支援専門員）が連携して基本となる事項を確認・検証しながらケアマネジャーの「気づき」を促すとともに、「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた取組みを一体的に支援することです。

第5期の取組みとして、指定市町村事務受託法人を活用し、区内に所在する全ての居宅介護支援事業所や訪問介護、通所介護並びに地域密着型サービス事業所に対して実地指導を行いました。指摘事項については、全事業所の底上げにつながるよう、集団指導の場で周知しました。

第6期では引き続き事業所の適正な運営体制を確保するため、第3期介護給付適正化計画（平成27～29年度）に基づき実地指導を実施するほか、ケアマネジャーの質の向上を目指し支援を行っていきます。

(2) 介護保険事業者連絡会

介護サービスが円滑に提供される環境を整えるため、区内の介護サービス事業者を対象に、3年ごとに行われる介護保険制度改正の趣旨や内容説明、事業者相互間の情報共有や連携支援を行い、地域におけるサービス提供者のネットワークづくりを推進することを目的としています。

第5期の取組みとしては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」についての事例紹介、消費者被害防止についての普及啓発、豊島区の災害時要援護者に対する取組みに関する周知など、介護保険制度や高齢者施策に関する様々な情報を提供しました。また、インターネットを活用し、介護事業制度に係る国や都の情報を閲覧できるよう事業所用の支援サイトも整備しました。

第6期も第5期の取組みを継続し、事業者間の情報共有や連携について基盤整備を行い、効率的・効果的にサービスが提供できる体制づくりを支援します。

(3) 第三者評価受審支援

第三者評価とは、中立的な第三者である評価機関が介護サービス事業者のサービス内容等の評価を行い、その結果を公表することで、介護サービスの質の向上に向けた事業者の取組みを促進するものです。

第5期の取組みとして、評価結果の公表に同意があったサービス事業所について、評価結果を取りまとめた書籍を関連施設での閲覧や区ホームページでの公表など、多様な手段で周知を図りました。

第6期の取組みとしては、ICTを幅広く活用できる仕組みの導入を検討します。また、地域密着型サービス事業所が開催する運営推進会議で、介護サービスの質の確保・向上に向けたツールとして利用します。

(4) 福祉・介護人材の育成支援

介護を必要とされる方に、より質の高いサービスを提供するには、介護の専門職としてのスキルアップが不可欠です。人材の育成はサービス事業者が自ら行うことが基本となりますが、区としても介護人材の確保を目的として、事業所におけるキャリアアップ制度の推進や働きやすい職場づくり等への支援策を検討していきます。

2 第3期介護給付適正化計画（平成27～29年度）

豊島区は国の指針に基づき平成20年度から介護給付適正化計画を策定し、給付の適正化を推進してきました。給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことで、介護保険を持続可能な制度にしていくために必要な取り組みです。

豊島区は平成22年度から介護給付適正化システムを活用し、不正請求や不適切・過剰なサービスを提供していると思われる事業者を抽出し、ヒアリング等を行い報酬請求の不正や誤りを指導しています。また、平成24年度からは指定市町村事務受託法人を活用し、区内に所在する全ての居宅介護支援、訪問介護及び通所介護並びに地域密着型サービス事業所に対する実地指導を行いました。

平成27年度からも「第3期介護給付適正化計画」に基づき、主要5事業を推進します。

[第3期介護給付適正化計画 主要5事業]

(1) 要介護認定の適正化

介護認定調査員や審査会委員の研修等を充実させ、全国一律の基準に基づいて、介護給付を必要とする受給者を公平かつ適切に認定します。

(2) ケアプラン点検

保険者とケアマネジャーが協力してケアプラン点検を適切に実施することで、自立支援に資するケアマネジメントを達成します。

(3) 住宅改修、福祉用具購入・貸与調査

不必要な住宅改修や不適切な福祉用具の貸与等が行われないよう、実地調査や書類点検を通じ、適正なサービスの提供を指導します。

(4) 縦覧点検・医療情報との突合

審査等を行う国保連合会からのリストに基づき、介護報酬請求の過誤を調査・指導し、適正化を図ります。

(5) 介護給付費通知

受給者や事業者に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を保険者と受給者等の間で共有します。

第2節 介護保険制度の普及啓発

介護保険サービスは、行政が措置するものではなく、利用者やそのご家族がケアマネジャーの支援を受けながら、自らの意思で選択した事業者と契約を交わして提供を受けるものです。事業者を適切に選択するには、利用者やそのご家族が介護保険制度やサービス内容をきちんと理解し、また、契約に際して確認が必要な事業者の基本情報や利用したいサービスの空き情報など、自宅にいながら欲しい情報をいつでも簡単に入手できる体制を整備していく必要があります。

区は、制度概要や介護保険サービスに関するパンフレットを作成して配布するとともに、区のホームページで介護サービス事業者に関する情報を提供しています。また、区内8か所の高齢者総合相談センターや介護保険課では、介護サービスの内容や手続き等に関する苦情や相談を受け付けています。

地域には、介護保険サービスのほかにも高齢者の見守りや配食、生活支援など様々なサービスがあります。支援を必要とされる方が必要なサービスを円滑に受けられるよう、今後はICTを基盤として、身近な相談窓口である高齢者総合相談センターの業務内容や、地域にある生活支援サービス等に関する情報、介護サービス従事者に関する情報などを提供できる仕組みの導入を検討します。